

2020年4月10日

会員各位

一般社団法人日本ショッピングセンター協会

東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態措置について（ご連絡）

標記について、4月10日東京都から発表された緊急事態措置について、下記の通り、東京都に確認いたしましたので資料を添付し周知申し上げます。

会員各位におかれましては、各ショッピングセンターの置かれている状況等を踏まえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

東京都においては、4月10日、国の緊急事態宣言を受け緊急事態措置を発表しました。その中で、生活必需物資を扱う店舗については「社会生活を維持する上で必要な施設」として「適切な感染防止対策」をした上での営業継続対象と示されております。

ショッピングセンターについては、該当業種としての区分がないため対象として明示されていませんが、ショッピングセンター内において生活必需物資等を取り扱う店舗については、「社会生活を維持する上で必要な施設」として営業継続対象として取り扱われることとなります。

なお、本措置については、令和2年4月11日から実施されます。

（本件に関するお問合せ先）

一般社団法人日本ショッピングセンター協会

情報企画部 公共政策担当 村上 高田 川合 横木

E-mail koukyou@jcsc.or.jp TEL 03-5615-8510

※土日祝日のお問合せはE-mailにてお願い申し上げます。